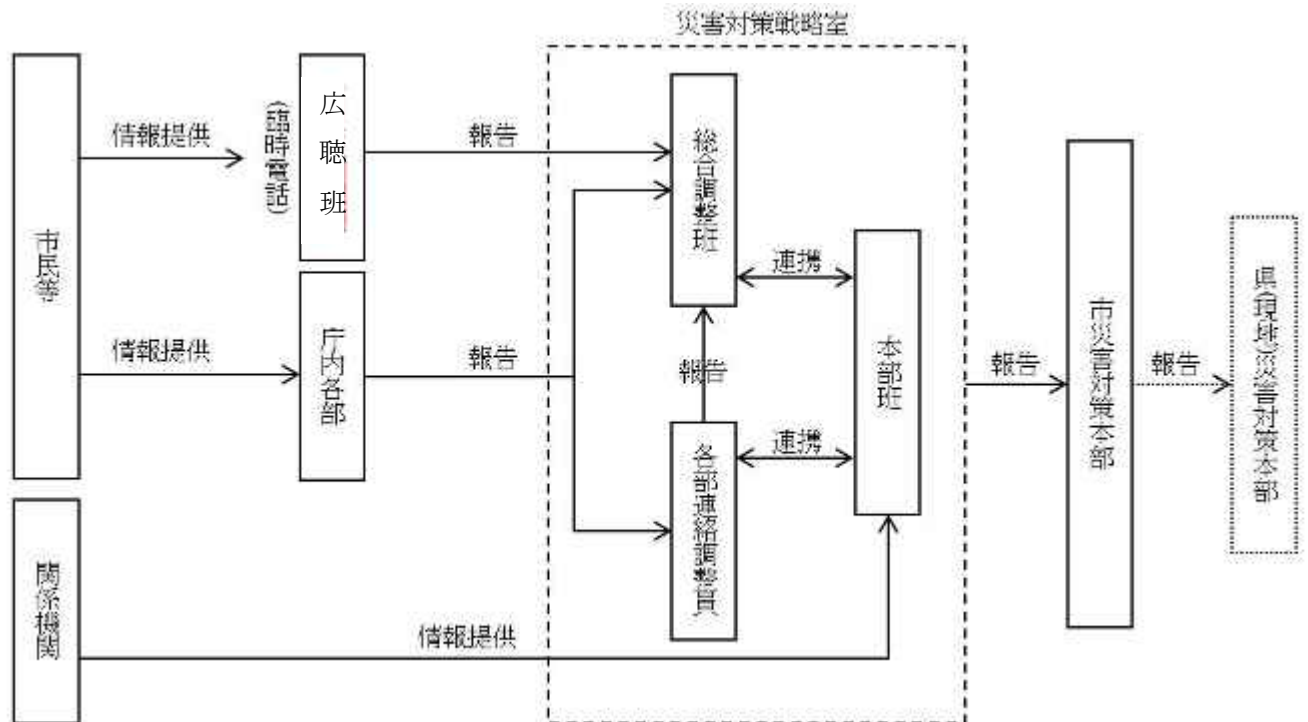


2 情報収集・報告、通信、災害広報

2-1 被害状況等情報の収集、報告の系統



災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官

改正 昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、
昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平
成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情
第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修

しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用され

る河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区分		被害	
災害名 ・ 確定年月日	月	日	時	確定	田	流失・埋没	ha
						冠水	ha
報告者名	月	日	時	確定	畑	流失・埋没	ha
						冠水	ha
報告者名				学 校		箇所	
区 分		被 害		病 院		箇所	
人 的 被 害	死 者		人		道 路		箇所
	うち 災害関連死者		人		橋 り よ う		箇所
	行方不明者		人		河 川		箇所
	負傷者	重 傷	人		港 湾		箇所
軽 傷		人		砂 防		箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟		清 掃 施 設		箇所
			世帯		崖 く ず れ		箇所
			人		鉄 道 不 通		箇所
	半 壊		棟		被 害 船 舶		隻
			世帯		水 道		戸
			人		電 話		回線
	一 部 破 損		棟		電 気		戸
			世帯		ガ ス		戸
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所
床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世帯	
		世帯		り 災 者 数		人	
		人		火 災 発 生			
非 住 家	公 共 建 物		棟		建 物	件	
	そ の 他		棟		危 険 物	件	
					そ の 他	件	

区 分		被 害	都 道 府 県 本 部 災 害 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円			災 害 部 災 害 部 災 害 部	設 置	月	日 時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日 時
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計		千 円	災 害 部 災 害 部 災 害 部	計 団 体			
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団 体	災 害 部 災 害 部 災 害 部				
そ の 他	農 産 被 害	千 円	災 害 部 災 害 部 災 害 部 災 害 部 災 害 部 災 害 部	計 団 体			
	林 産 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円		災 害 部 災 害 部 災 害 部 災 害 部	計 団 体		
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
そ の 他	千 円	消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額		千 円	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）						

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名		都道府県名					計
区分									
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他の公共施設		千円							
その他被害		千円							
被害総額		千円							
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日			
	解散	月日	月日	月日	月日	月日			
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日		災害名							計
区分									
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
その他	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
その他	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							

災害名 発生年月日		区分	都道府県名					計
電	話	回線						
	気	戸						
	ス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り	災世帯数	世帯						
り	災者数	人						
公立文教施設	千円	() () () () () ()						
農林水産業施設	千円	() () () () () ()						
公共土木施設	千円	() () () () () ()						
その他の公共施設	千円	() () () () () ()						
小計	千円	() () () () () ()						
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額	千円							
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日		
	解散	月日	月日	月日	月日	月日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	

2-2②

災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

〔平成24年3月9日消防応第49号〕

〔改正 平成25年3月消防応第14号、
平成31年4月消防応第29号〕

1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(1) 死者の扱いについて

以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。

ア 死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）

イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

(2) 死者の計上場所について

(1) アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

(ア) 被災地が確定又は推定できる場合

→ 被災地で計上

(イ) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(エ)の場合を除く。）

→ 死体発見場所で計上

(ウ) 被災地も死体発見場所も不明な場合

→ 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上

(エ) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合

→ 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

(1) イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村と

するが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不相当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。

2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

(1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上

イ 被災地が不明な場合

→ 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上

ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合

→ 勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(1) 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。
なお、避難所等における避難生活中に負傷したのものについては、次のイに掲げるものを除き、
負傷者に含めないこととする。

ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの

→ 重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上

イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして甲
慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの

→ 重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

ア 直接的な原因で負傷した場合 → 被災地で計上

イ 3(1)イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合

→ 甲慰金法に基づき認定した市町村で計上

4 その他

(1) 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な
場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。

なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

(2) 身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、
重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。

(3) 死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府
県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

2 - 2 ③

府政防 6 7 0 号
令和 3 年 6 月 24 日

警察庁警備局長 殿
消防庁次長 殿
中小企業庁次長 殿
国土交通省住宅局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準については、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号）（以下「平成 13 年通知」という。）において、統一基準を通知しているところである。

その後、平成 25 年 6 月施行の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書の交付が義務付けられ、令和元年 10 月には、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく住宅の応急修理の対象が準半壊に拡大されるとともに、令和 2 年 12 月施行の被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の改正により、中規模半壊世帯が支援金の支給対象として追加されたことを踏まえ、平成 13 年通知の別紙を次表のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性に鑑み、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

別 紙

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2第1項)

■ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年作成、令和3年最終改定)

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■ 災害の被害認定基準(令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当))

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
損害基準判定 (住家の <u>主要な構成要素の経済的被害</u> の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

2-3① 人的・建物・火災被害（概要・中間・最終）報告書

部・班（避難所）名						
発信日時分	月 日 時 分	【第 報】	発信者名			
受信日時分	月 日 時 分		受信者名			
関係地域又は場所						
人的被害	死者				人	
	行方不明者				人	
	重傷者				人	
	軽傷者				人	
建物被害	住家	全壊	棟	世帯	人	
		半壊	棟	世帯	人	
		一部破損	棟	世帯	人	
		床上浸水	棟	世帯	人	
		床下浸水	棟	世帯	人	
公共建物	全壊	棟	施設の名称、被害の概要、使用の可否等			
	半壊	棟				
	その他					
その他住家	全壊				棟	
	半壊				棟	
火災被害	建物	全壊	棟	世帯	人	
		半壊	棟	世帯	人	
		部分焼	棟	世帯	人	
	公共建物	全焼	棟	施設の名称、被害の概要、使用の可否等		
		半焼	棟			
		その他				
危険物	件	その他	件			
上記の補足事項、その他特記事項等						

2-3② 道路・橋りょう・河川被害（概要・中間・最終）報告書

部・班（避難所）名			
発信日時分	月 日 時 分【第報】	発信者名	
受信日時分	月 日 時 分	受信者名	
関係地域又は場所			

【道路被害】

被害場所市区町村名		大字名		番地	
道路名					
被害区分	1 土石崩壊 2 路面陥没 3 路肩崩壊 4 その他				
不通区間 始点	(市区町村名)		(大字名)		
不通区間 終点	(市区町村名)		(大字名)		
開通日時	令和	年	月	日	時 分
道路名（交差点で被害が発生した場合）					
不通区間 始点	(市区町村名)		(大字名)		
不通区間 終点	(市区町村名)		(大字名)		
開通日時	令和	年	月	日	時 分
通信欄					

【橋りょう】

被害場所市区町村名		大字名	
橋りょう名			
橋りょう所在地			
被害区分	1 落橋 2 橋台破損 3 橋脚破損 4 越水 5 その他		
通信欄			

【河川被害】

被害場所市区町村名		大字名		番地	
河川種別	1 一級河川 2 二級河川 3 準用河川 4 普通河川				
河川名					
被害施設	1 水門 2 ダム 3 せき 4 堤防 5 護岸 6 その他				
岸区分	1 右岸 2 左岸 3 河川内				
被害区分	1 全壊 2 半壊 3 破堤 4 決壊 5 その他				
通信欄					

2-3③ 崖崩れ被害、砂防被害、港湾・漁港被害（概要・中間・最終）報告書

部・班（避難所）名			
発信日時分	月 日 時 分【第 報】	発信者名	
受信日時分	月 日 時 分	受信者名	
関係地域又は場所			

【崖崩れ被害】

被害場所市区町村名		大字名		番地	
人的・建物被害	1 有 2 無	道路・交通等障害	1 有 2 無		
被害区分	1 50立方メートル以上 2 50立方メートル未満				
崖崩れ被害程度					

【砂防被害】

被害場所市区町村名		大字名		番地	
砂防ダム		箇所	水制工		箇所
流路工		箇所	山腹工		箇所
床固工		箇所	天然河岸		箇所
通信欄					

【港湾・漁港被害】

港湾・漁港名					
原因	1 地震	2 津波	3 その他		
接岸可否	1 可	2 否			
水域施設被害					箇所
外かく施設被害					箇所
けい留施設被害					箇所
臨港交通施設被害					箇所
通信欄					

2-3④ 応急対策活動等の状況報告書

部・班（避難所）名			
発信日時分	月 日 時 分【第 報】	発信者名	
受信日時分	月 日 時 分	受信者名	
関係地域又は場所			
報告項目			
<p>1 被害状況及び対応すべき事項</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 被害等の状況</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 対応すべき事項</p> <p>2 部（避難所）が行っている応急対応の状況</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 関係職員の動員状況</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 自主防災組織、民間団体等の協力の状況</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 資機材、車両等の確保状況</p> <p>3 応援要請の必要の有無及び内容</p> <p>4 指示又は協議を要する事項</p> <p>5 その他</p>			

2-3⑤ 避難状況・救護所開設状況（速報・中間）報告書

部・班（避難所）名							
発信日時分	月	日	時	分【第報】	発信者名		
受信日時分	月	日	時	分	受信者名		
関係地域又は場所							
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難情報等の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			(準備、勧告、指示、解除、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(準備、勧告、指示、解除、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(準備、勧告、指示、解除、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(準備、勧告、指示、解除、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(準備、勧告、指示、解除、自主) 日 時 分			屋内 屋外	
避難施設の状況							
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			
救護所の状況							

2-4 配備人員報告書

部	班
---	---

年 月 日 () 時 分現在				
報告者	課名		氏名	

No.	所 属 名	職	氏 名	性 別	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
合 計					人

注：性別欄（男性＝「1」、女性＝「2」）

2-5 平塚市防災行政無線局管理運用規程

制 定 昭和55年4月30日告示第38号
最近改正 令和元年9月25日告示第185号

(趣旨)

第1条 この告示は、平塚市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他一般行政事務に関し円滑な通信の確保を図るため設置する平塚市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(無線局の種類等)

第2条 無線局の種類は、次のとおりとする。

固定局	第1親局	子局に対し通報を送信する無線局をいう。
	第2親局	
	子局	親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

2 前項に規定する固定局及び基地局は、次の場所に設置する。

- (1) 第1親局 平塚市浅間町11番 無線局舎内
 - (2) 第2親局及び第1基地局 平塚市浅間町9番1号 平塚市役所内
- (無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別に定める。

(無線系関係職員)

第4条 無線系（第2条に規定する無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。以下同じ。）に総括管理者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、市長室長をもつて充てる。

2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理者を指揮監督する。

(管理者)

第6条 管理者は、防災行政無線主管課長をもつて充てる。

2 管理者は、総括管理者の命を受け、当該無線局及びその附帯設備の管理及び運用の業務を行い、通信取扱責任者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、総括管理者が本市職員のうちから無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

2 通信取扱責任者は、管理者の命を受け、当該無線局及びその附帯設備の管理及び運用の業務を行う。

(無線従事者)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った人数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもつて無線従事者名簿（第1号様式）を作成するものとする。

4 無線従事者は、通信取扱責任者の命を受け、当該無線局及びその附帯設備の管理及び運用の業務を行い、無線業務日誌（第2号様式）の記載を行う。

（通信取扱者）

第9条 通信取扱者は、管理者が本市職員のうちから指名し、これに充てる。

2 通信取扱者は、無線従事者の命を受け、電波法等関係法令を遵守し、電波法等関係法令に基づいた無線局の運用を行う。

（備付け書類等の管理）

第10条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管するものとする。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日管理者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録（第5号様式）を毎年1月までに作成し、管理者に提出するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選解任届（第6号様式）を整理保管しておくものとする。

（無線局の運用方法）

第11条 無線局の運用方法については、別に定める。

（無線設備の保守点検）

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

（1） 毎日点検

（2） 毎月点検

（3） 年点検

2 保守点検の責任者は、次に掲げる者とする。

（1） 毎日点検は、通信取扱責任者

（2） 毎月点検は、管理者

（3） 年点検は、総括管理者

3 点検者は、予備装置及び予備電源について毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

4 点検者は、点検の結果その異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第13条 総括管理者は、非常災害に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、通信訓練を年1回以上行うものとする。

2 訓練は、住民への警報及び通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第14条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波法、関係法令等の研修を行うものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、無線局の管理及び運用について必要な事項は、総括管理者が定める。

付 則

この告示は、昭和55年5月1日から施行する。

付 則（昭和56年6月12日告示第70号）

この告示は、公表の日から施行し、昭和56年6月9日から適用する。

附 則（昭和62年8月27日告示第168号）

この告示は、公表の日から施行し、昭和62年7月1日から適用する。

附 則（平成4年3月31日告示第60号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日告示第121号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日告示第95号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第92号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第106号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第90号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月24日告示第15号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年9月25日告示第185号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、題名、第1条及び第5条第1項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から令和元年9月30日までの間におけるこの告示による改正後の第6条第1項の規定の適用については、「防災行政無線主管課長」は、「防災危機管理部危機管理課長」に読み替えるものとする。

第1号様式 (第8条関係)

資 格	免 許 証 番 号	免 許 年 月 日	氏 名	生 年 月 日	選 任 年 月 日	備 考	年 月 日	現在

第2号様式 (第8条関係)

無線業務日誌

呼出符号 (2)の(二) MHz 出力 (2)の(四) W
 押印欄

(2)の(二) 相手局名	年	月	日	通信日		天候	点検	資格		氏名		担当者
				開始時刻	終了時刻			(2)の(五)(六)	(2)の(七)及(四)	(2)の(八)	非常通信とその措置の概要 混信、感度減退時の通信状態	
				開	定	時	分	時	分			
				了	時	分	分	時	分			
				所	要	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
				開	始	時	分	時	分			
計										通信回数	回	

第5号様式（第10条関係）

無線局業務日誌抄録

免許人住所

年 月 日

関東電気通信監理局長 様

印

氏名

無線局名 呼出名称及び呼出符号を記載		期間	年 月から 年 月まで
無線従事者の資格	員 数	今期中の無線従事者の異動状況	
		選任 名	解任 名
		選任 名	解任 名
		選任 名	解任 名
		選任 名	解任 名
		選任 名	解任 名
(注) 簡易無線局及び個人が開設するアマチュア局の場合は記載を要しない。			
機械の故障の事実及びこれに対する措置の概要			
空電、混信、受信感度の減退等不良の通信状態の概要			

		通 信 時 間	通 信 回 数
毎月の延べ通信時間 又は通信回数 (多重無線設備の固定局、無線標識局、アマチュア局及び簡易無線局の場合は、記載を要しない。)	1 月	時間 分	回
	2 月	時間 分	回
	3 月	時間 分	回
	4 月	時間 分	回
	5 月	時間 分	回
	6 月	時間 分	回
	7 月	時間 分	回
	8 月	時間 分	回
	9 月	時間 分	回
	10 月	時間 分	回
	11 月	時間 分	回
	12 月	時間 分	回
実験の方法、経過及び結果の概要（実験局に限る。） 実用化試験の方法、経過及び結果の概要 (実用化試験局に限る。)			
その他参考となる事項			

第6号様式（第10条関係）

無線従事者選（解）任届

年 月 日

関東電気通信監理局長 様

住 所

氏 名

印

次のとおり無線従事者を選（解）任したので、電波法第51条の規定により届けます。

選任又は解任の別			
同 上 年 月 日			
資 格			
免 許 証 の 番 号			
無 線 従 事 者 免 許 の 年 月 日			
(ふりがな) 氏 名			
無線設備の操作に関する業務経歴の概要			
従事する無線局の免許番号、呼出符号又は呼出名称及び無線設備の設置場所			

2-6 平塚市防災行政無線局（固定局）運用規程

制 定 昭和55年4月30日訓令第6号

最近改正 令和元年9月25日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、平塚市防災行政無線局管理運用規程（昭和55年告示第38号。以下「管理規程」という。）第3条及び第11条の規定に基づき、平塚市防災行政用無線局のうち固定局（管理規程第2条に規定する固定局をいう。以下同じ。）の運用方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(回線構成及び配置先)

第2条 固定局の回線構成は別表第1、固定局の配置先は別表第2のとおりとする。

(放送の種類)

第3条 放送の種類は、定時放送及び随時放送とする。

(放送の実施者)

第4条 定時放送は、防災行政無線主管課が行うものとする。

2 随時放送は、必要に応じ防災行政無線主管課が行うものとする。ただし、市の休日、夜間等における随時放送は、消防本部が行うものとする。

(放送事項)

第5条 放送事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) 一般行政事務で市民の理解と協力を求めるもの
- (3) その他市長が特に必要があると認めるもの

(放送時刻等)

第6条 定時放送は、チャイム放送とし、その放送時刻は、次の表によるものとする。

チャイム放送	4月から9月まで	午後5時30分
	10月から翌年3月まで	午後4時30分

2 随時放送に当たっては、他局の定時放送等の時間帯に十分注意の上放送するものとする。

(放送の申込み)

第7条 放送の申込みは、次に定めるところによる。

- (1) 随時放送にあつては、防災行政無線放送依頼票（別記様式）又は文書により管理者（管理規程第6条に規定する管理者をいう。）に申し込むものとする。ただし、緊急の場合でこれにより難いときは、この限りでない。
- (2) 災害対策本部設置後の放送は、総括管理者（管理規程第5条に規定する総括管理者をいう。以下同じ。）の指示に従うものとする。

(放送の制限)

第8条 総括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

(放送の記録)

第9条 無線従事者（管理規程第8条に規定する無線従事者をいう。）は、放送を行ったときは、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(放送の区分)

第10条 放送の区分は、次の表のとおりとする。

一斉放送	全市域を対象とする放送
個別放送	市域の一部を対象とする放送

付 則

この訓令は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月8日訓令第8号）

この訓令は、昭和58年10月11日から施行する。

附 則（平成2年3月30日訓令第1号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成3年6月24日訓令第8号）

この訓令は、令達の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3年10月31日訓令第9号）

この訓令は、平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年7月20日訓令第7号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日訓令第17号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月20日訓令第1号）

この訓令は、平成16年2月16日から施行する。

附 則（平成16年9月30日訓令第15号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年8月31日訓令第9号）

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月1日訓令第9号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成22年2月18日訓令第1号）

この訓令は、平成22年2月22日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ただし書及び別表第2の改正規定は、令達の日から施行する。

附 則（平成27年2月13日訓令第1号）

この訓令は、平成27年2月16日から施行する。

附 則（平成28年9月30日訓令第7号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第3号）

この訓令は、令達の日から施行する。

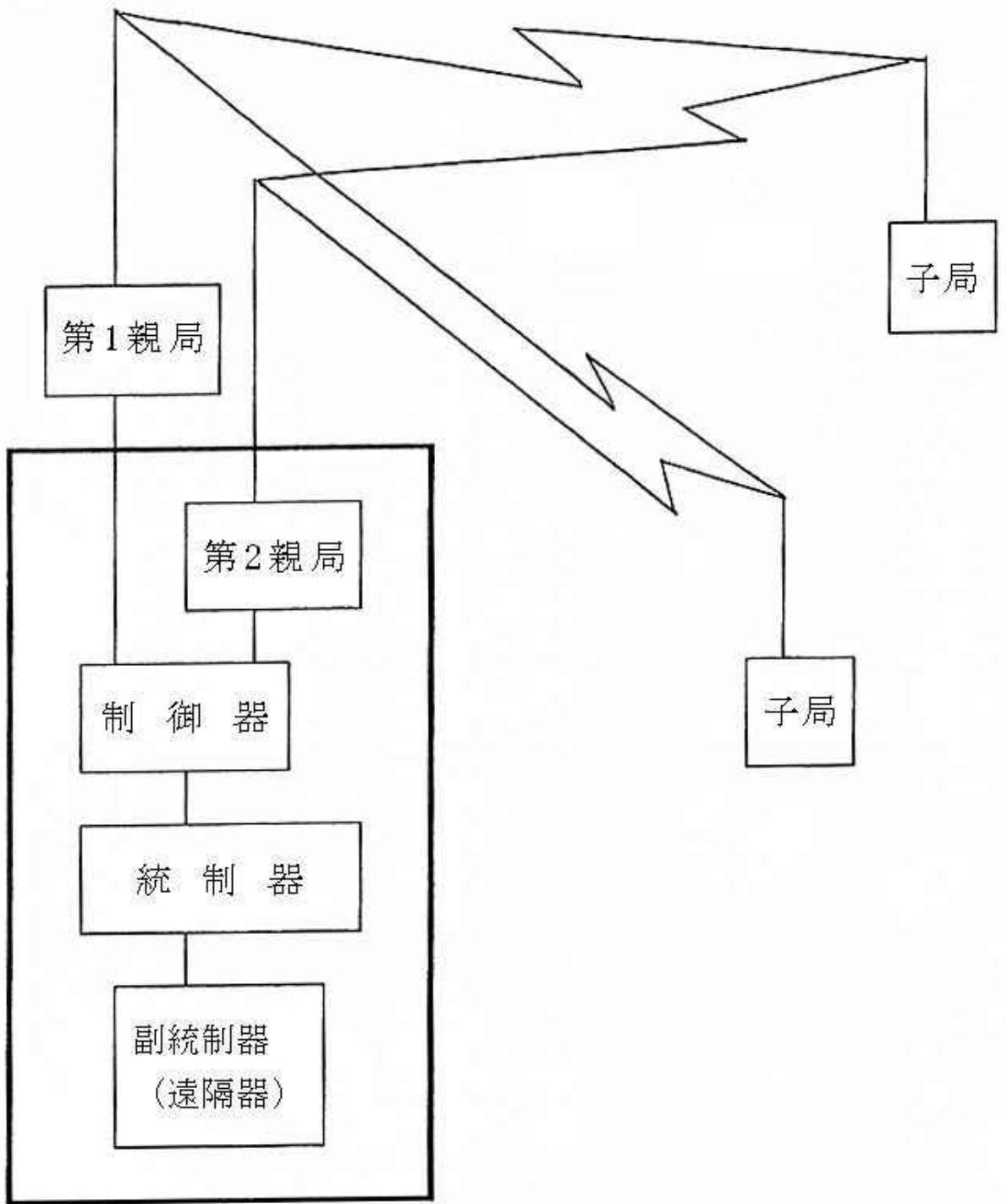
附 則（平成31年3月15日訓令第2号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和元年9月25日訓令第6号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)
固定局回線構成図



別表第2（第2条関係）

平塚市防災行政無線局（固定局）配置先表

番 号	配 置 先	所 在 地
1	梅屋	平塚市紅谷町5番20号
2	平塚市見附台公園北側	〃 見附町16番1号
3	八間通り公園	〃 立野町1,704番地
4	虹ヶ浜市営住宅2号棟	〃 虹ヶ浜21番2号
5	花水台公園	〃 花水台179番9号
6	平塚市立花水小学校	〃 龍城ヶ丘5番62号
7	平塚市羽衣公園	〃 桃浜町223番
8	平塚市高浜公園	〃 高浜台1番17
9	湘南高浜台ハイツ緑地	〃 高浜台1番19
10	平塚市消防分団第2分団庁舎	〃 八重咲町19番29号
11	平塚市桜河岸公園	〃 千石河岸13番7
12	平塚市立須賀公民館	〃 夕陽ヶ丘60番32号
13	平塚市消防分団第5分団庁舎	〃 八千代町19番17号
14	平塚市立松原公民館	〃 八千代町2番23号
15	平塚市消防署南原出張所	〃 南原一丁目26番8号
16	平塚市桜ヶ丘ポンプ場	〃 桜ヶ丘6番35号
17	平塚市消防分団第1分団庁舎	〃 平塚四丁目2番1号
18	平塚市大久保公園	〃 諏訪町1,449番1
19	平塚市立旭小学校	〃 河内307番地
20	高村団地12号棟	〃 高村203番地
21	平塚市立松延小学校	〃 纏226番地
22	山下団地	〃 山下726番地
23	平塚市消防分団第9分団庁舎	〃 西八幡三丁目1番50号
24	平塚市立大野小学校	〃 東真土二丁目1番1号
25	四之宮（坪の内）	〃 四之宮四丁目749番3
26	東中原市営住宅5号棟	〃 東中原二丁目15番5号
27	平塚市消防分団第11分団庁舎	〃 御殿二丁目8番21号
28	今里バス停三差路	〃 東真土四丁目684番
29	平塚市立岡崎公民館	〃 岡崎3,634番地
30	小田急ふじみ野団地	〃 ふじみ野一丁目5,970番15

31	平塚市消防分団第15分団庁舎	平塚市入野105番地
32	平塚市消防分団第14分団庁舎	〃 豊田本郷1, 658番地の2
33	平塚市立豊田小学校	〃 豊田宮下552番地
34	平塚市消防分団第12分団庁舎	〃 田村六丁目22番16号
35	大神地区集会所	〃 大神2, 752番地の1
36	神奈川県水道局金目配水池	〃 南金目2, 406番2
37	平塚市立金目小学校	〃 南金目907番地
38	真田(上之原)	〃 真田2丁目3番2
39	広川	〃 広川619番6
40	平塚市消防分団第13分団庁舎	〃 小鍋島624番地の1
41	大島(十輪寺隣り)	〃 大島820番1
42	吉沢公民館	〃 上吉沢393番地
43	上吉沢(台)	〃 上吉沢1, 313番地
44	下吉沢	〃 下吉沢783番地の2
45	平塚市消防分団第17分団庁舎	〃 土屋991番地の3
46	平塚市愛宕山公園	〃 土屋3, 960番3
47	土屋(遠藤原)	〃 土屋578番地
48	土屋(小熊)	〃 土屋251番
49	平塚市消防署神田出張所	〃 横内1, 018番地
50	県営横内団地	〃 横内3, 824番地20
51	湘南農協大野支所	〃 東真土一丁目2番21号
52	ひらつか市民プラザ	〃 紅谷町18番8号
53	平塚漁港	〃 千石河岸29番9号
54	黒部丘第二公園	〃 黒部丘319番6号
55	平塚市立富士見小学校	〃 中里10番1号
56	平塚市立神明中学校	〃 四之宮一丁目10番1号
57	真土(大塚山公園)	〃 西真土三丁目18番
58	平塚市立南原公民館	〃 南原二丁目15番1号
59	平塚市立旭陵中学校	〃 日向岡二丁目9番1号
60	撫子原	〃 撫子原70番1
61	平塚市青柳公園	〃 代官町18番1
62	平塚市公所公園	〃 公所4番

63	平塚市立崇善小学校	〃 浅間町4番3号
64	平塚市立八幡小学校	〃 東八幡三丁目8番1号
65	八幡郵便局	〃 西八幡二丁目3番54号
66	平塚市立八幡公民館	〃 西八幡一丁目10番22号
67	泉蔵院前	〃 四之宮三丁目326番2
68	県立ふじみ園	〃 四之宮六丁目15番1号
69	西福寺	〃 横内2, 291番地
70	新田	〃 横内3, 672番
71	田村十字路	〃 田村八丁目6, 382番1
72	駒返橋	〃 田村五丁目5, 411番
73	平塚市立大神公民館	〃 大神2, 391番地の1
74	ダイアパレス平塚御殿	〃 御殿一丁目19番38号
75	県立湘南養護学校	〃 御殿四丁目14番1号
76	平塚市中原公園	〃 中原二丁目1, 243番3
77	新大縄橋	〃 中原三丁目918番
78	打間木	〃 豊田打間木645番2
79	鈴川緑地	〃 南豊田193番3
80	小鍋島	〃 小鍋島1, 403番
81	下島八幡神社	〃 下島625番地
82	城所	〃 城所961番
83	城所山	〃 城所1, 490番地
84	丸島	〃 岡崎3, 133番
85	別北	〃 岡崎312番地の1
86	片岡神社	〃 片岡1, 241番地
87	平塚市立みずほ小学校前	〃 北金目二丁目539番6
88	平塚市もえぎ第1公園	〃 真田四丁目547番地の1
89	大久保自治会館	〃 北金目三丁目34番7
90	片岡北	〃 片岡20番1
91	青柳	〃 南金目302番
92	千須谷	〃 千須谷14番1
93	寺田縄	〃 寺田縄193番1
94	長持熊野神社	〃 長持532番地

95	飯島	〃 飯島 1 番 1
96	霞橋	〃 長持 1 8 1 番
97	平塚市山下緑地	〃 山下 2 8 8 番 1
98	農協教育センター	〃 高根 1 4 1 番地
99	進和学園	〃 万田 5 3 7 番地
100	出縄広場	〃 出縄 3 6 8 番地
101	根坂間八坂神社	〃 根坂間 1 6 3 番地
102	公所	〃 公所 3 2 2 番
103	徳延	〃 徳延 3 2 2 番 1
104	纏	〃 纏 5 1 4 番
105	寺分自治会館	〃 土屋 1, 4 2 2 番地
106	早田青年会館	〃 土屋 2, 3 2 4 番地
107	琵琶	〃 土屋 3, 3 1 1 番地先
108	湘南農協土沢支所	〃 土屋 2, 4 9 6 番地
109	四十畑	〃 上吉沢 2, 2 6 7 番
110	平塚市総合公園	〃 大原 1 番 1 号
111	海岸 3 (虹ヶ浜)	〃 虹ヶ浜 2 3 番 9 先
112	海岸 2 (袖ヶ浜)	〃 袖ヶ浜 9 0 番 1 6 2 先
113	海岸 1 (高浜台)	〃 高浜台 1, 9 9 8 番 1
114	平塚田村団地	〃 田村二丁目 1 0 番 1 7 号
115	吉際	〃 吉際 1 7 2 番
116	平塚市鮫川東公園	〃 東八幡三丁目 7 1 6 番 3
117	平塚市消防署旭出張所	〃 公所 7 0 2 番地の 6
118	田村 (桜並木通り)	〃 田村八丁目 6, 3 3 4 番地先
119	平塚市消防分団第 1 0 分団庁舎	〃 東真土二丁目 1 7 番 2 号
120	枝大島	〃 大島 1, 4 4 6 番地先
121	須賀新田	〃 須賀 2 7 0 0 番地
122	須賀大浜	〃 千石河岸 2 0 0 2 番 4
123	新町	〃 新町 2 番
124	平塚市見附台公園南側	〃 見附町 1 6 番 1 号
125	唐ヶ原	〃 唐ヶ原地内
その他市長が必要と認めたところ		

別記様式(第7条関係)

防災行政無線放送依頼票

(宛先)

危機管理課長

押印欄

次のとおり、防災行政無線放送を依頼します。

依頼日時	年 月 日		
依頼課	課		担当
担当者名		内 線	
表題			
内容			

2-7 防災用デジタルMCA無線配置先

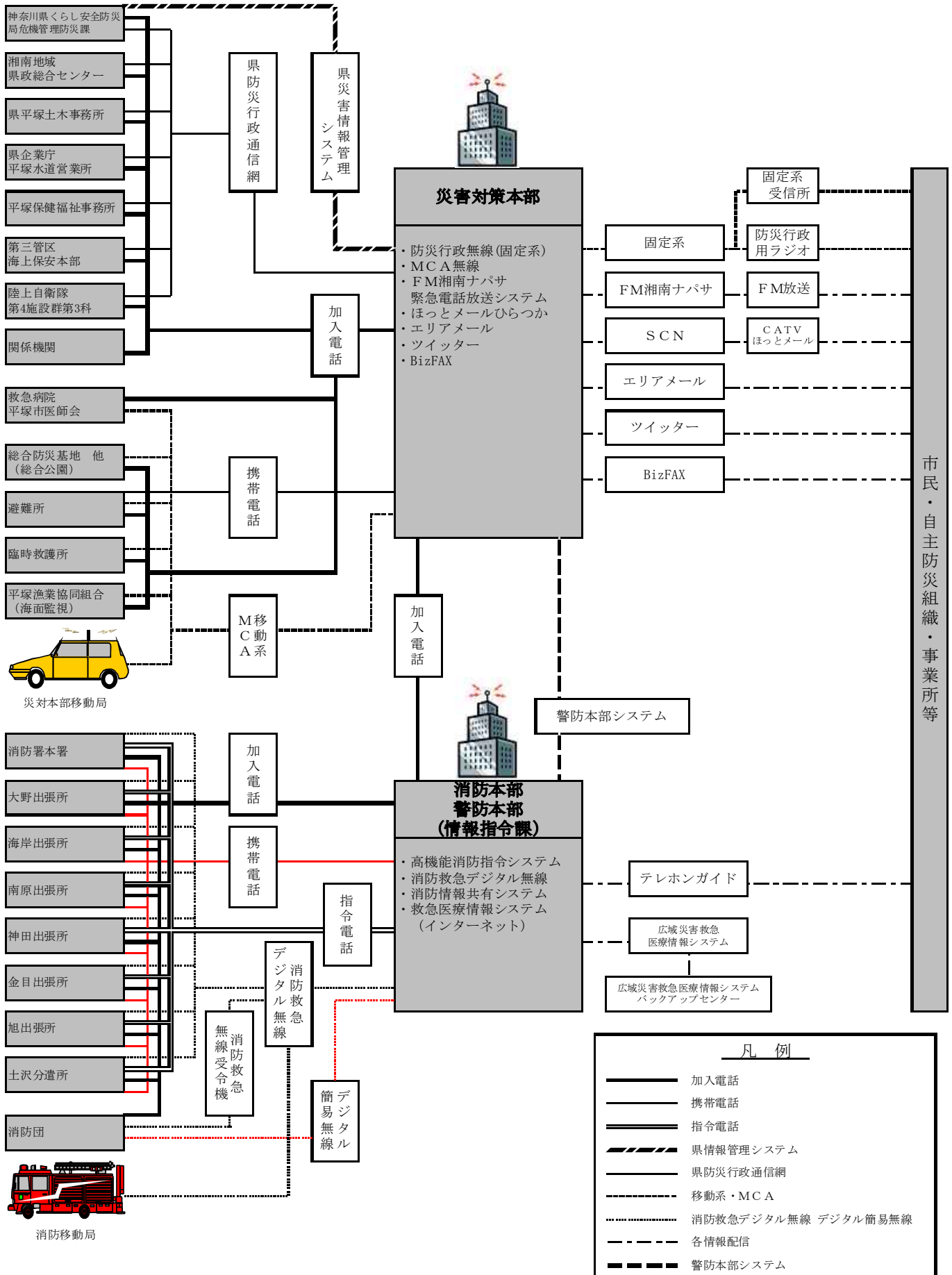
令和4年12月1日現在

呼出番号	呼出名称	局区別	設置施設名称
101	災害対策課 1	指令局	平塚市役所（災害対策課）
201	災害対策課 2	〃	〃
301	総合公園課	移動局（ポータブルタイプ）	総合公園（総合公園課）
302	アリーナ	〃	ひらつかアリーナ
303	環境施設課	〃	平塚市役所（環境施設課）
304	ラスカ	〃	平塚ラスカ
305	災害対策課 3	〃	平塚市役所（災害対策課）
306	市民活動センター	〃	ひらつか市民活動センター
307	聖苑	〃	平塚市聖苑
308	福祉会館	〃	福祉会館
309	平塚漁港	〃	平塚漁港
310	環境事業センター	〃	環境事業センター
311	破砕処理場	〃	破砕処理場
312	総合公園	〃	総合公園（防災倉庫）
313	土木総務課 1	〃	平塚市役所（土木総務課）
314	道路管理課 1	〃	〃（道路管理課）
315	道路管理課 2	〃	〃（道路管理課）
316	道路整備課	〃	〃（道路整備課）
317	下水道整備課 1	〃	〃（下水道整備課）
318	下水道整備課 2	〃	〃（下水道整備課）
319	保育課	〃	〃（保育課）
320	臨救太洋中	〃	臨時救護所（太洋中学校）
321	〃 なでしこ小	〃	〃（なでしこ小学校）
322	〃 松原小	〃	〃（松原小学校）
323	〃 金田小	〃	〃（金田小学校）
324	〃 大野小	〃	〃（大野小学校）
325	〃 神田小	〃	〃（神田小学校）
326	〃 平塚球場	〃	〃（平塚球場）
327	〃 岡崎小	〃	〃（岡崎小学校）
328	〃 旭小	〃	〃（旭小学校）
329	〃 金目小	〃	〃（金目小学校）
330	〃 富士見小	〃	〃（富士見小学校）
331	建設業協会	〃	平塚建設業協会
332	下水道経営課	〃	平塚市役所（下水道経営課）
333	社会教育課	〃	〃（社会教育課）
334	D' STATION	〃	Super D' STATION 平塚駅前店
335	平塚合同庁舎	〃	神奈川県平塚合同庁舎
336	平塚保険福祉事務所	〃	神奈川県平塚保険福祉事務所
337	広報課	〃	平塚市役所（広報課）
338	農水産課	〃	〃（農水産課）
339	開発指導課	〃	〃（開発指導課）
340	交通政策課	〃	〃（交通政策課）
341	都市整備課	〃	〃（都市整備課）
342	災害対策課 3	〃	〃（災害対策課）
343	災害対策課 4	〃	〃（災害対策課）
401	教育総務課 1	指令局	〃（教育総務課）

402	教育総務課 2	指令局	平塚市役所（教育総務課）
403	教育総務課 3	〃	〃
501	高齢福祉課	移動局（ポータブルタイプ）	〃（高齢福祉課）
502	栗原ホーム	〃	平塚栗原ホーム
503	余熱利用施設	〃	余熱利用施設
504	南部福祉会館	〃	南部福祉会館
505	西部福祉会館	〃	西部福祉会館
506	七国荘	〃	七国荘
507	平塚盲学校	〃	神奈川県立平塚盲学校
508	平塚ろう学校	〃	〃 平塚ろう学校
509	平塚養護学校	〃	〃 平塚養護学校
510	湘南養護学校	〃	〃 湘南養護学校
601	教育総務課4	指令局	平塚市役所（教育総務課）
602	教育総務課5	〃	〃
603	教育総務課6	〃	〃
604	リサイクルプラザ	移動局（ポータブルタイプ）	リサイクルプラザ
605	遠藤原最終処分場	〃	遠藤原最終処分場
606	災害対策課 4	〃	平塚市役所（災害対策課）
607	土木総務課 2	〃	〃（土木総務課）
608	平塚市消防本部	〃	平塚市消防本部
609	平塚警察署	〃	平塚警察署
610	災害対策課 5	〃	平塚市役所（災害対策課）
611	災害対策課 6	〃	〃
612	災害対策課 7	〃	〃
701	高浜高校	〃	神奈川県立高浜高等学校
702	競輪場	〃	平塚競輪場
703	浜岳中	〃	平塚市立浜岳中学校
704	工科高校	〃	神奈川県立平塚工科高等学校
705	大磯高校	〃	〃 大磯高等学校
706	春日野中	〃	平塚市立春日野中学校
707	農商高校	〃	神奈川県立平塚農商高等学校
708	旧商業高校	〃	神奈川県立旧平塚商業高等学校
709	江南高校	〃	神奈川県立平塚江南高等学校
710	江陽中	〃	平塚市立江陽中学校
711	萩園中	〃	茅ヶ崎市立萩園中学校
712	中島中	〃	〃 中島中学校
713	神明中	〃	平塚市立神明中学校
714	松が丘小	〃	〃 松が丘小学校
715	平塚中等教	〃	神奈川県立平塚中等教育学校
716	大原小	〃	平塚市立大原小学校
717	中原中	〃	〃 中原中学校
718	神田中	〃	〃 神田中学校
719	相模小	〃	〃 相模小学校
720	湘風高校	〃	神奈川県立平塚湘風高等学校
721	横内中	〃	平塚市立横内中学校
722	大住中	〃	〃 大住中学校
723	旭陵中	〃	〃 旭陵中学校
724	松延小	〃	〃 松延小学校
725	勝原小	〃	〃 勝原小学校
726	山城中	〃	〃 山城中学校

727	金旭中	〃	平塚市立金旭中学校
728	東海大学	〃	東海大学湘南校舎
729	金目中	〃	平塚市立金目中学校
730	土沢中	〃	〃 土沢中学校
731	太洋中	〃	〃 太洋中学校
732	港 小	〃	〃 港小学校
733	花水小	〃	〃 花水小学校
734	なでしこ小	〃	〃 なでしこ小学校
735	富士見小	〃	〃 富士見小学校
736	崇善小	〃	〃 崇善小学校
737	松原小	〃	〃 松原小学校
738	八幡小	〃	〃 八幡小学校
739	大野小	〃	〃 大野小学校
740	真土小	〃	〃 真土小学校
741	大野中	〃	〃 大野中学校
742	中原小	〃	〃 中原小学校
743	南原小	〃	〃 南原小学校
744	金田小	〃	〃 金田小学校
745	神田小	〃	〃 神田小学校
746	横内小	〃	〃 横内小学校
747	城島小	〃	〃 城島小学校
748	豊田小	〃	〃 豊田小学校
749	岡崎小	〃	〃 岡崎小学校
750	旭 小	〃	〃 旭 小学校
751	山下小	〃	〃 山下小学校
752	金目小	〃	〃 金目小学校
753	みずほ小	〃	〃 みずほ小学校
754	土屋小	〃	〃 土屋小学校
755	吉沢小	〃	〃 吉沢小学校
801	災害対策課 8	移動局 (ハンディータイプ)	平塚市役所 (災害対策課)
802	市民病院 2	〃	平塚市民病院
803	市民病院 3	〃	〃
901	保健センター	移動局 (ポータブルタイプ)	保健センター
902	市民病院 1	〃	平塚市民病院
903	共済病院	〃	平塚共済病院
904	済生会病院	〃	済生会湘南平塚病院

2-8 通信連絡系統図



2-9 平塚市防災行政無線（固定系）

① 通信設備

令和2年5月15日現在

管理担当部課	形 状		設置数	出力 (W)	周 波 数
市長室 危機管理課	親局	第1親局 (無線局舎内)	1	3	「第1親局」 68.895 MHz
		第2親局 (無線機械室内)	1	5	
	子局 (受信所)		125	—	

② 戸別受信機（防災ラジオ）

令和2年5月15日現在

配置数	657	配置先	自主防災組織・公共施設・社会福祉施設・津波避難ビル・ 指定避難所等
-----	-----	-----	--------------------------------------

2-10 防災用デジタルMCA無線

令和4年12月1日現在

管理担当部課	形 状		設置数	出力 (W)	周 波 数
市長室 災害対策課	指令局	災害対策課	2	2	「送信波」 930.025～ 939.975MHz
		教育総務課	6		
	移動局	ポータブルタイプ (避難所)	55		「受信波」 850.025～ 859.975MHz
		ポータブルタイプ (病院他)	66		
		ハンディータイプ	3		

2-11 神奈川県防災行政通信網

令和4年12月1日現在

区分	設置課名	番号	設置課名	番号	
専用 電話	消防本部 情報指令課	2051	広報課	2052	専用電話 8台 閉域スマホ 2台
	環境政策課	2056	保育課	2055	
	行政総務課	2054	道路管理課	2057	
	企画政策課	2053	災害対策課	2050	
スマホ 閉域	災害対策課	3050	消防本部 情報指令課	3051	

2-12 消防用無線

① 通信設備

令和4年10月現在

管理担当部課	形状		設置数	出力(W)
消防本部消防総務課	基地局 (デジタル)		1	20
	移動局	車載 (デジタル)	41	5
		携帯 (デジタル)	1	5
			36	2
		卓上型 (デジタル)	8	5
		携帯 (アナログ)	4	5
			※1	58

※1 携帯(アナログ) 1Wには署活アナログ57機を含む

② 消防無線受令機

令和4年10月現在

設置箇所	数量
団本部車両及び 第1～19分団消防車両等	23台

2-13 平塚市防災行政無線の運用

1 通信方法

固定系の通信は、屋外受信所及び戸別受信機により行う。

2 通信の種類

通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 地震、台風その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき行う緊急を要する通信
- (2) 一般通信 緊急通信以外の通信
- (3) 一斉通信 複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信
- (4) 個別通信 2局無線局間で個別に行う通信

3 取扱い順位

災害時における無線通信の取扱い順位は、原則として次のとおりとする。

- (1) 緊急・一斉通信
- (2) 緊急・個別通信
- (3) 一般・一斉通信
- (4) 一般・個別通信

4 通信の運用

通信の運用は、次により行う。

一斉通話(固定系)

市民等に対し、「地震災害対策計画第4章第3節2(風水害等対策計画第4章第6節2)災害広報」に定める事項について、全市域、単位区域、又は複数の区域について放送を行う。

5 通信の統制

災害時に通信が輻輳した場合、又は輻輳のおそれがある場合は、通信統制を行い、重要度の高い通信を優先させる。

2-14 報道関係機関一覧表

区分	機 関 名	機 関 名
放 送	テレビ神奈川湘南支局	N H K 横浜放送局小田原支局
	湘南ケーブルネットワーク	T B S テレビ神奈川担当
	湘南平塚コミュニティ放送	日本テレビ小田原支局
	テレビ朝日小田原支局	フジテレビ小田原支局
新 聞 社 な ど	読売新聞平塚通信部	朝日新聞湘南支局
	毎日新聞平塚通信部	共同通信社秦野通信部
	共同通信社横浜支局	時事通信社横浜総局
	産経新聞横浜総局	湘南ジャーナル
	神奈川新聞平塚支局	タウンニュース平塚編集室
	東京新聞小田原通信局	時事通信社厚木支局